### 平成30年2月市議会 教育厚生委員会資料

### 第33号議案

長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例等の 一部を改正する条例

目	次												
1	条例改正の概要				•				is si	•		Ρ.	1
2	新旧 対昭 表 • •											P	a

福 祉 部

平成30年2月



#### 1 条例改正の概要

#### (1) 改正理由

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日公布。法律第52号)」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年1月18日公布。厚生労働省令第4号)」が公布されたことに伴い、次に記載のアからシまでの基準条例について、改正する必要があるため見直すもの。

なお、基準条例を改正するにあたっては、省令に定める基準に従い、省令で定める 基準を標準として、又は省令で定める基準を参酌して定めるものとされている。

#### (2) 改正する条例

- ア 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年 長崎市条例第45号。以下「養護基準」という。)
- イ 長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第46号。以下「特養基準」という。)
- ウ 長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第47号。以下「軽費基準」という。)
- 工 長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年長崎市条例第48号。以下「老人福祉施設基準」という。)
- オ 長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第49号。以下「老健基準」という。)
- カ 長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第50号。以下「介護療養型基準」という。)
- キ 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例(平成25年長崎市条例第10号。以下「居宅基準」という。)
- ク 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第11号。以下「地域密着型基準」という。)
- ケ 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防 サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め る条例(平成25年長崎市条例第12号。以下「介護予防基準」という。)
- コ 長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第13号。以下「地域密着 型介護予防基準」という。)
- サ 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第44号。以下「居宅介護支援基準」という。)
- シ 長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26年長崎市条例第48号。以下「介護予防支援基準」という。)

### (3) 主な改正点

### ア 訪問介護

	改正内容	該当箇所
1	訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬	居宅基準
	状況等に係る気付きを、サービス提供責任者から居宅介	第 29 条
	護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することに	
	ついて、サービス提供責任者の責務として明確化する。	
2	訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジ	居宅基準
	ャー (セルフケアプランの場合には当該被保険者) に対し	第 36 条の 2
æ	て、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけ	
	を行ってはならない旨を明確化する。	

# イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		-1
	改正内容	該当箇所
1	利用者へのサービス提供に支障がない場合には、日中に	地域密着型基準
	ついても、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問	第7条
	介護員」並びに指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪	第 33 条
	問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務	
	を認めることとする。	201
2	夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているとき	地域密着型基準
 	は、日中についても、オペレーターの集約を認めることと	第7条
	する。	第 33 条
3	オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の	地域密着型基準
	「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更する	第7条
	こととする。	第 48 条
	なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサ	x
	一ビス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経	22
	験を必要とすることとする。	- 20
4	介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊	地域密着型基準
	を伴わないサービス(地域密着型通所介護、認知症対応型	第 40 条
	通所介護)に合わせて、年4回から年2回とする。	0
5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理	地域密着型基準
	由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提	第 40 条
	供を行わなければならないことを明確化する。	. **

### ウ 夜間対応型訪問介護

,	改正内容	該当箇所
1	オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の	地域密着型基準
	「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更する	第7条
	こととする。	第 48 条
	なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサ	21
	ービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経	A
	験を必要とすることとする。	·* 85

### エ 訪問リハビリテーション

	改正内容	該当箇所
1	専任の常勤医師の配置を必須化する。	居宅基準
		第 81 条
		介護予防基準
8		第80条
2	訪問リハビリテーションについて、介護療養型医療施設	居宅基準
	が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても	第82条
	提供することを可能とする。	介護予防基準
		第81条

### 才 居宅療養管理指導

	改正内容	該当箇所
1	看護職員による居宅療養管理指導の廃止。	居宅基準
	ただし、平成30年9月30日までの間、なお、その効力	第 95 条
	を有する。	介護予防基準
		第88条 等
2	運営基準に基づく運営規定に、通常事業の実施地域を追	居宅基準
	加する。	第 96 条
		介護予防基準
		第 92 条

# 力 療養通所介護

	改正内容	該当箇所
1	療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等で	地域密着型基準
	ある重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施	第60条の25
	しているが、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進	
	する観点から、定員数を引き上げることとする。	

### キ 認知症対応型通所介護

	改正内容	該当箇所
1	共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点か	地域密着型基準
	ら、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	第 66 条
	介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」か	地域密着型介護
	ら「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて 12 人	予防基準
	以下」に見直すこととする。	第 10 条

### ク 通所リハビリテーション

	改正内容	該当箇所
1	通所リハビリテーションについて、介護療養型医療施設	居宅基準
12	が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても	第 138 条
	提供することを可能とする。	介護予防基準
		第 119 条

### ケ 短期入所療養介護

	改正内容	該当箇所
1	短期入所療養介護について、介護療養型医療施設が提供	居宅基準
	可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供す	第 190 条
	ることを可能とする。	介護予防基準
		第 174 条 等
2	一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する	居宅基準
	場合は、食堂に関する基準を緩和する。	第 191 条
		介護予防基準
		第 175 条

### コ 看護小規模多機能型居宅介護

	改正内容	該当箇所
1	サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を	地域密着型基準
,	進めるよう、宿泊室について、看護小規模多機能型居宅介	第 197 条
	護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況に	8:
	ならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保し	
	たうえで、診療所の病床を届け出ることを可能とする。	2
2	サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点か	地域密着型基準
	ら、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、	第 193 条等
	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準	~
	を創設する。	1 10

# サ 福祉用具貸与

	改正内容	該当箇所
1	利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基	居宅基準
	準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、次の事項を	第 255 条
	義務付ける。	第 256 条
	・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該	介護予防基準
	商品の全国平均貸与価格の利用者への説明。	第 251 条
	・ 機能や価格帯の異なる複数の商品の利用者への提示。	第 252 条
	・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書のケアマネジャ	
	一への交付。	

# シ 居宅介護支援

	改正内容	該当箇所
1	入院時における医療機関との連携を促進する観点から、	居宅介護支援基準
	居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、	第 16 条
	入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関	介護予防支援基準
	に提供するよう依頼することを義務づける。	第 34 条
2	利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等	居宅介護支援基準
	は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること	第 16 条
	とされているが、この意見を求めた主治の医師等へのケア	介護予防支援基準
	プランの交付を義務づける。	第 34 条
3	訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関す	居宅介護支援基準
	る問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー	第 16 条
	自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャー	介護予防支援基準
	から主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づ	第 34 条
	ける。	×
4	著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者につ	居宅介護支援基準
	いて、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サー	第 16 条
	ビス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマ	*
	ネジメントプロセスを簡素化する。	(9
5	居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進す	居宅介護支援基準
	るため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件と	第6条
	する。	
	※平成33年3月31日までの経過措置期間を設ける。	8
6	利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、	居宅介護支援基準
	利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所に	第7条
	ついて、複数の事業所の紹介を求めることが可能であるこ	介護予防支援基準
	と等を説明することを義務づける。	第7条
7	ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回	居宅介護支援基準

	数の訪問介護を位置付ける場合には、市町村にケアプラン	第 16 条
	を届け出ることとする。	2 2
8	障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サ	居宅介護支援基準
	ービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害	第 4 条
	福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するた	介護予防支援基準
	め、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に	第 4 条
	努める必要がある旨を明確にする。	

# ス 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

	改正内容	該当箇所
1	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営	居宅基準
	基準に以下の基準を追加する。	第 226 条
	- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	地域密着型基準
	を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい	第 139 条
	て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	介護予防基準
	- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	第 212 条 等
	・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正	*
	化のための研修を定期的に実施すること。	98
2	療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する	居宅基準
	場合について、以下の特例を設ける。	附則 第 17 項
	<ul><li>サービスが適切に提供されると認められる場合に、生</li></ul>	~第 19 項
	活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任	地域密着型基準
	を認める。	附則 第8項
	・サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所及び食	第9項
	堂の兼用を認める。	介護予防基準
		附則 第 14 項
		~第 16 項

# セ 認知症対応型共同生活介護

		改正内容	該当箇所
-	1	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営	地域密着型基準
		基準に以下の基準を追加する。	第 118 条
		- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	地域密着型介護
-		を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい	予防基準
		て、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	第 79 条
		- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	, a a
		・介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適	**************************************
	00	正化のための研修を定期的に実施すること。	*

### ソ 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

_				
	改正内容	該当箇所		
1	入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、	地域密着型基準		
	あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対	第 167 条の 2		
	応方針を定めなければならないことを義務付ける。	老人福祉施設基準		
		第 25 条の 2		
		等		
2	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運	地域密着型基準		
	営基準に以下の基準を追加する。	第 159 条		
	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委	第 184 条		
	員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果	老人福祉施設基準		
	について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図	第 16 条		
	ること。	第 48 条		
	・身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ	21		
	٤.			
	・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適			
	正化のための研修を定期的に実施すること。			

### タ 介護老人保健施設

	改正内容	該当箇所
1	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営	老健基準
	基準に以下の基準を追加する。	第 16 条
	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員	第 47 条
	会を3月に1回以上開催するとともに、その結果に	4
	ついて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る	
	こと。	(9)
	・身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ	
	کی ۔	3
	・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適	
	正化のための研修を定期的に実施すること。	

### チー介護療養型医療施設

olica cosse	改正内容	該当箇所
1	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営	介護療養型基準
	基準に以下の基準を追加する。	第 17 条
	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員	第 48 条
	会を3月に1回以上開催するとともに、その結果に	12
	ついて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る	£1.
	こと。	

- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適 正化のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 施行期日 平成30年4月1日(一部 平成30年10月1日)

#### 2 新旧対照表

#### 条例委任の際の基準設定の類型

2	法的効果	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない 基準	職員の資格及び数 サービスの適切な利用等に関 する事項
標準	通常よるべき基準	グループホームの利用者数の 範囲
参酌すべき基準	十分に参照しなければならな い基準	「従うべき基準」及び「標準」 以外の基準

# 〇 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第45号)

### 条例(現行)

#### (職員の配置の基準)

第12条 (略)

2~5 (略)

6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテラ イト型養護老人ホーム(当該施設を設置しよ うとする者により設置される当該施設以外 の介護老人保健施設(介護保険法第8条第27 項に規定する介護老人保健施設をいう。第12 項において同じ。)又は病院若しくは診療所 であつて当該施設に対する支援機能を有す るもの(以下この条において「本体施設」と いう。)との密接な連携を確保しつつ、本体 施設とは別の場所で運営される入所定員が 29 人以下の養護老人ホームをいう。以下この 条において同じ。)の医師は、本体施設の医 師により当該サテライト型養護老人ホーム の入所者の健康管理が適切に行われると認 められるときは、これを置かないことができ る。

#### 7~ 11 (略)

12 第1項第3号、第6号及び第7号 の規定 にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム の生活相談員、栄養士又は調理員、事務員そ の他の職員は、次に掲げる本体施設の場合 は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める職員により当該サテライト型養護 老人ホームの入所者の処遇が適切に行われ

#### 条例(改正案)

(職員の配置の基準)

第12条 (略)

2~5 (略)

6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテラ イト型養護老人ホーム(当該施設を設置しよ うとする者により設置される当該施設以外 の介護老人保健施設(介護保険法第8条第27 項に規定する介護老人保健施設をいう。第12 項において同じ。) 、介護医療院又は病院若 しくは診療所であつて当該施設に対する支 援機能を有するもの(以下この条において 「本体施設」という。)との密接な連携を確 保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され る入所定員が 29 人以下の養護老人ホームを いう。以下この条において同じ。)の医師は、 本体施設の医師により当該サテライト型養 護老人ホームの入所者の健康管理が適切に 行われると認められるときは、これを置かな いことができる。

#### 7~ 11 (略)

12 第1項第3号、第6号及び第7号 の規定 にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム の生活相談員、栄養士又は調理員、事務員そ の他の職員は、次に掲げる本体施設の場合 は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める職員により当該サテライト型養護 老人ホームの入所者の処遇が適切に行われ ていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(新設)

(2) • (3) (略)

(処遇の方針)

第16条(略)

2~3 (略)

4・5 (略)

6 (略)

(新設)

ていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務 員その他の従業者
- (3) (4) (略)

(処遇の方針)

第16条(略)

2~3 (略)

4 - 5 (略)

- 6 (略)
- 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を3月に1回以上開催す るとともに、その結果について、支援員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 支援員その他の従業者に対し、身体的 拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。

○長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年長崎 市条例第46号)

条例 (現行)

#### (職員の専従)

第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当 該特別養護老人ホームの職務に従事する者 でなければならない。ただし、特別養護老人 ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第 32 条に規定するユニット型特別養護老人ホ 一ムをいう。以下この条において同じ。)を 除く。以下この条において同じ。) 及びユニ ット型特別養護老人ホームを併設する場合、 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密 着型特別養護老人ホーム(第49条に規定する ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム をいう。以下この条において同じ。)を併設 する場合、地域密着型特別養護老人ホーム (第11条第7項に規定する地域密着型特別養 護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型 特別養護老人ホームを除く。以下この条にお いて同じ。)及びユニット型特別養護老人ホ 一ムを併設する場合又は地域密着型特別養 護老人ホーム及びユニット型地域密着型特 別養護老人ホームを併設する場合の介護職 員及び看護職員(第40条第2項の規定により 配置される看護職員に限る。)を除き、入所 者の処遇に支障がない場合は、この限りでな い。

#### (運営規程)

第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 を定めなければならない。

#### 条例 (改正案)

#### (職員の専従)

第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当 該特別養護老人ホームの職務に従事する者 でなければならない。ただし、特別養護老人 ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第 32 条に規定するユニット型特別養護老人ホ 一ムをいう。以下この条において同じ。)を 除く。以下この条において同じ。)にユニッ ト型特別養護老人ホームを併設する場合の 特別養護老人ホーム及びユニット型特別養 護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40 条第2項(第52条において準用する場合を 含む。)の規定により配置される看護職員に 限る。以下この条において同じ。)、特別養護 老人ホームにユニット型地域密着型特別養 護老人ホーム(第49条に規定するユニット型 地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下 この条において同じ。)を併設する場合の特 別養護老人ホーム及びユニット型地域密着 型特別養護老人ホームの介護職員及び看護 職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第 11 条第7項に規定する地域密着型特別養護老人 ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養 護老人ホームを除く。以下この条において同 じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併 設する場合の地域密着型特別養護老人ホー ム及びユニット型特別養護老人ホームの介 護職員及び看護職員又は地域密着型特別養 護老人ホームにユニット型地域密着型特別 養護老人ホームを併設する場合の地域密着 型特別養護老人ホーム及びユニット型地域 密着型特別養護老人ホームの介護職員及び 看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない 場合は、この限りでない。

#### (運営規程)

第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 を定めなければならない。 (1) ~ (5) (略)

(新設)

(6) • (7) (略)

#### (職員の配置基準)

第11条 (略)

2~6 (略)

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理 員、事務員その他の職員の数は、サテライト 型居住施設(当該施設を設置しようとする者 により設置される当該施設以外の特別養護 老人ホーム、介護老人保健施設(介護保険法 第8条第27項に規定する介護老人保健施設 をいう。以下同じ。)又は病院若しくは診療 所であって当該施設に対する支援機能を有 するもの(以下「本体施設」という。)と密接 な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所 で運営される地域密着型特別養護老人ホー ム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホー ムをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。) の本体施設である特別養護老人ホームであ って、当該サテライト型居住施設に医師又は 調理員、事務員その他の職員を置かない場合 にあっては、特別養護老人ホームの入所者の 数及び当該サテライト型居住施設の入所者 の数の合計数を基礎として算出しなければ ならない。

#### (サービス提供困難時の対応)

第 12 条 特別養護老人ホームは、入所予定者 が入院治療を必要とする場合その他入所予 定者に対し自ら適切な便宜を提供すること が困難である場合は、適切な病院若しくは診 療所又は<u>介護老人保健施設</u>を紹介する等適 切な措置を速やかに講じなければならない。

(処遇の方針)

第15条 (略)

2~3 (略)

4 • 5 (略)

6 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7) • (8) (略)

#### (職員の配置基準)

第11条 (略)

2~6 (略)

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理 員、事務員その他の職員の数は、サテライト 型居住施設(当該施設を設置しようとする者) により設置される当該施設以外の特別養護 老人ホーム、介護老人保健施設(介護保険法 第8条第27項に規定する介護老人保健施設 をいう。以下同じ。)若しくは介護医療院又 は病院若しくは診療所であって当該施設に 対する支援機能を有するもの(以下「本体施 設」という。)と密接な連携を確保しつつ、 本体施設とは別の場所で運営される地域密 着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以 下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) をいう。以下同じ。)の本体施設である特別 養護老人ホームであって、当該サテライト型 居住施設に医師又は調理員、事務員その他の 職員を置かない場合にあっては、特別養護老 人ホームの入所者の数及び当該サテライト 型居住施設の入所者の数の合計数を基礎と して算出しなければならない。

#### (サービス提供困難時の対応)

第 12 条 特別養護老人ホームは、入所予定者 が入院治療を必要とする場合その他入所予 定者に対し自ら適切な便宜を提供すること が困難である場合は、適切な病院若しくは診 療所又は<u>介護老人保健施設若しくは介護医</u> 療院を紹介する等適切な措置を速やかに講 じなければならない。

(処遇の方針)

第 15 条 (略)

2~3 (略)

4 • 5 (略)

6 (略)

(新設)

7 (略)

(新設)

#### (運営規程)

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) ~ (6) (略)

(新設)

(7)・(8) (略)

(サービスの取扱方針)

第36条 (略)

2~5 (略)

6 - 7 (略)

8 (略)

(新設)

- う 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期 的に実施すること。

8 (略)

(緊急時等の対応)

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

#### (運営規程)

第 34 条 ユニット型特別養護老人ホームは、 次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程を定めなければならない。

(1) ~ (6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8) • (9) (略)

(サービスの取扱方針)

第36条 (略)

2~5 (略)

6 - 7 (略)

8 (略)

- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を3月に1回以上開催す るとともに、その結果について、介護職

9 (略)

(職員の配置の基準)

第45条 (略)

2~8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの 規定にかかわらず、サテライト型居住施設の 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調 理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本 体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める職員により当該サテラ イト型居住施設の入所者の処遇が適切に行 われていると認められるときは、これを置か ないことができる。

(1) • (2) (略)

(新設)

(3) - (4) (略)

10~12 (略)

13 (略)

14 - 15 (略)

附則

第7項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第9項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホー 員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体 的拘束等の適正化のための研修を定期 的に実施すること。

10 (略)

(職員の配置の基準)

第 45 条 (略)

2~8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの 規定にかかわらず、サテライト型居住施設の 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調 理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本 体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める職員により当該サテラ イト型居住施設の入所者の処遇が適切に行 われていると認められるときは、これを置か ないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事 務員その他の従業者

(4)・(5) (略)

10~12 (略)

13 (略)

14・15 (略)

附則

第 7 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 9 項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホー ム(法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第10条第4項第9号アの規定の適用については、これらの規定中「食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは「食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること」とする。

第8項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31 旦までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第10条第4項第9号ア及び第44条第4項第9号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を平成30年3月31日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病院 又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者 ム(法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第10条第4項第9号アの規定の適用については、これらの規定中「食堂及び機能訓練をは、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは「食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること」とする。

第8項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31 旦までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第10条第4項第9号ア及び第44条第4項第9号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を平成36年3月31日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病院 又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者 その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第10条第6項第1号、第35条第6項第1号、第44条第6項第1号及び第50条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第10条第6項第1号、第35条第6項第1号、第44条第6項第1号及び第50条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

〇長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条 例第47号)

条例 (現行)

(職員配置の基準)

第11条 (略)

2~11 (略)

- 12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテラ イト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しよ うとする者により設置される当該施設以外 の介護老人保健施設(介護保険法第8条第27 項に規定する介護老人保健施設をいう。以下 この項において同じ。)又は診療所であって 当該施設に対する支援機能を有するもの(以 下この項において「本体施設」という。)と の密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別 の場所で運営される入所定員が 29 人以下の 軽費老人ホームをいう。以下この項において 同じ。)の調理員その他の職員は、次に掲げ る本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める職員により当該サ テライト型軽費老人ホームの入所者に提供 するサービスが適切に行われていると認め られるときは、これを置かないことができ る。
  - (1) <u>介護老人保健施設</u> 調理員又はその他 の従業者
  - (2) (略)

13 (略)

(サービス提供の方針)

第17条 (略)

2 (略)

3 - 4 (略)

5 (略)

(新設)

条例 (改正案)

(職員配置の基準)

第11条 (略)

2~11 (略)

- 12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテラ イト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しよ うとする者により設置される当該施設以外 の介護老人保健施設(介護保険法第8条第27 項に規定する介護老人保健施設をいう。以下 この項において同じ。) 若しくは介護医療院 又は診療所であって当該施設に対する支援 機能を有するもの(以下この項において「本 体施設」という。)との密接な連携を確保し つつ、本体施設とは別の場所で運営される入 所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。 以下この項において同じ。)の調理員その他 の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る職員により当該サテライト型軽費老人ホ ームの入所者に提供するサービスが適切に 行われていると認められるときは、これを置 かないことができる。
  - (1) <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> 調 理員又はその他の従業者

(2) (略)

13 (略)

(サービス提供の方針)

第17条 (略)

2 (略)

3 - 4 (略)

5 (略)

- 6 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を3月に1回以上開催す るとともに、その結果について、介護職 員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。

条例 (現行)	条例 (改正案)	
	<ul><li>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li><li>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</li></ul>	

〇長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24年長崎市条例第48号)

条例 (現行)

(従業員の員数)

第5条 (略)

2 \* 3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当 該指定介護老人福祉施設の職務に従事する 者でなければならない。ただし、指定介護老 人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施 設(第44条に規定するユニット型指定介護老 人福祉施設をいう。以下この項において同 じ。)を除く。以下この項において同じ。)及 びユニット型指定介護老人福祉施設を併設 する場合又は指定介護老人福祉施設及びユ ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (長崎市指定地域密着型サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例(平成 25 年長崎市条例第 11 号。以下「指 定地域密着型サービス基準条例」という。) 第180条に規定するユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場 合の介護職員及び看護職員(第53条第2項の 規定により配置される看護職員に限る。)を 除き、入所者の処遇に支障がない場合は、こ の限りでない。

5~10 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者 が入院治療を必要とする場合その他入所申 込者に対し自ら適切な便宜を提供すること が困難である場合は、適切な病院若しくは診 療所又は<u>介護老人保健施設</u>を紹介する等適 切な措置を速やかに講じなければならない。 条例 (改正案)

(従業員の員数)

第5条 (略)

2 \* 3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当 該指定介護老人福祉施設の職務に従事する 者でなければならない。ただし、指定介護者 人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施 設(第44条に規定するユニット型指定介護老 人福祉施設をいう。以下この項において同 じ。)を除く。以下この項において同じ。)に ユニット型指定介護老人福祉施設を併設す る場合の指定介護老人福祉施設及びユニッ ト型指定介護老人福祉施設の介護職員及び 看護職員 (第53条第2項の規定により配置 される看護職員に限る。) 又は指定介護老人 福祉施設にユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設(長崎市指定地域密着型サービ スの事業の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例(平成 25 年長崎市条例第 11 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」 という。)第 180 条に規定するユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下 この項において同じ。)を併設する場合の指 定介護老人福祉施設及びユニット型指定地 域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び 看護職員(指定地域密着型サービス基準条例 第189条第2項の規定により配置される看護 職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障 がない場合は、この限りでない。

5~10 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者 が入院治療を必要とする場合その他入所申 込者に対し自ら適切な便宜を提供すること が困難である場合は、適切な病院若しくは診 療所又は<u>介護老人保健施設若しくは介護医</u> 療院を紹介する等適切な措置を速やかに講 じなければならない。 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 (略) 2~3 (略)

4-5 (略)

6 (略)

(新設)

7 (略)

(新設)

#### (運営規程)

第 29 条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げ|第 29 条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げ る施設の運営についての重要事項に関する 規程(以下「運営規程」という。)を定めなけ ればならない。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

(6) (7) (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 48 条 (略)

2~5 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2~3 (略)

4 • 5 (略)

6 (略)

- 7 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じな ければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図るこ 上。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針 を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身 体的拘束等の適正化のための研修を定期 的に実施すること。
- 8 (略)

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指 定介護福祉施設サービスの提供を行ってい るときに入所者の病状の急変が生じた場合 その他必要な場合のため、あらかじめ、第5 条第1項第1号に掲げる医師との連携方法そ の他の緊急時等における対応方法を定めて おかなければならない。

#### (運営規程)

- る施設の運営についての重要事項に関する 規程(以下「運営規程」という。)を定めなけ ればならない。
  - (1) ~ (5) (略)
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - <u>(7) (8)</u> (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 48 条 (略)

2~5 (略)

6 - 7 (略)

8 (略)

(新設)

9 (略)

#### (運営規程)

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程を定めなければならない。

(1) ~ (6) (略)

(新設)

(7)・(8) (略)

#### 附則

第 7 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の 一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた介護保険法施 行令(平成 10 年政令第 412 号) 第 4 条第 2 項 に規定する病床に係るものに限る。以下この 項及び附則第 9 項において同じ。)又は療養 病床を有する病院の一般病床、精神病床又は 療養病床を平成30年3月31日までの間に転 換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養 病床の病床数を減少させるとともに、当該病 院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホー ム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20 条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以 下同じ。)その他の要介護者、要支援者その 他の者を入所させ、又は入居させるための施

6 - 7 (略)

8 (略)

- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

10 (略)

#### (運営規程)

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程を定めなければならない。

(1) ~ (6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8) (9) (略)

#### 附則

第 7 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の 一部を改正する法律(平成 18 年法律第83号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた介護保険法施 行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項 に規定する病床に係るものに限る。以下この 項及び附則第 9 項において同じ。)又は療養 病床を有する病院の一般病床、精神病床又は 療養病床を平成36年3月31日までの間に転 換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養 病床の病床数を減少させるとともに、当該病 院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホー ム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20 条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以 下同じ。)その他の要介護者、要支援者その 他の者を入所させ、又は入居させるための施

設の用に供することをいう。)を行い、指定 介護老人福祉施設を開設しようとする場合 における第6条第1項第7号の規定の適用に ついては、同号ア中「それぞれ必要な広さを 有するものとし、その合計した面積は、3平 方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上 とすること」とあるのは、「食堂は、1平方 メートルに入所定員を乗じて得た面積以上 を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上 の面積を有すること」とする。

第8項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病院 又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者 その他の者を入所させ、又は入居させるため の施設の用に供することをいう。)を行い、 指定介護老人福祉施設を開設しようとする 場合においては、第6条第1項第8号及び第 46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該 転換に係る廊下の幅は、1.2 メートル以上と

設の用に供することをいう。)を行い、指定 介護老人福祉施設を開設しようとする場合 における第6条第1項第7号の規定の適用に ついては、同号ア中「それぞれ必要な広さを 有するものとし、その合計した面積は、3平 方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは、「食堂は、1平方 メートルに入所定員を乗じて得た面積以上 を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上 の面積を有すること」とする。

第8項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) - (2) (略)

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を平成36年3月31日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病院 又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者 その他の者を入所させ、又は入居させるため の施設の用に供することをいう。)を行い、 指定介護老人福祉施設を開設しようとする 場合においては、第6条第1項第8号及び第 46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該 転換に係る廊下の幅は、1.2 メートル以上と

する。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル 以上とする。

する。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル 以上とする。 〇長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第49号)

条例 (現行)

(従業者の員数)

第4条 (略)

2 - 3 (略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

#### 5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかか。 わらず、サテライト型小規模介護老人保健施 設(当該施設を設置しようとする者により設 置される当該施設以外の介護老人保健施設 又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」 という。)との密接な連携を確保しつつ、本 体施設とは別の場所で運営され、入所者の在 宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以 下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。) の支援相談員、理学療法士、作業療法士若し くは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員 については、次に掲げる本体施設の場合は、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める職員により当該サテライト型小規模介 護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行 われると認められるときは、これを置かない ことができる。

(1) (略)

(新設)

#### (2) (略)

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の

条例 (改正案)

(従業者の員数)

第4条 (略)

2 - 3 (略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

#### 5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかか わらず、サテライト型小規模介護老人保健施 設(当該施設を設置しようとする者により設 置される当該施設以外の介護老人保健施設 若しくは介護医療院又は病院若しくは診療 所(以下「本体施設」という。)との密接な連 携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運 営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的 とする定員 29 人以下の介護老人保健施設を いう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法 士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士 又は介護支援専門員については、次に掲げる 本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める職員により当該サテ ライト型小規模介護老人保健施設の入所者 の処遇が適切に行われると認められるとき は、これを置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護 支援専門員

\_(3)\_(略)

7 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかか わらず、医療機関併設型小規模介護老人保健 施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に 在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又 は診療所の理学療法士、作業療法士若し くは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の 入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(施設)

第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室工は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。

(1) ~ (10) (略)

2 (略)

3 (略)

(介護保険施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される<u>介護医療院又は病院若しくは</u>診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(施設)

第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設 を有しなければならない。ただし、サテライ ト型小規模介護老人保健施設の場合にあっ ては、本体施設の施設を利用することにより 当該サテライト型小規模介護老人保健施設 及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に 行われると認められるときは、調理室、洗濯 室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併 設型小規模介護老人保健施設の場合にあっ ては、併設される介護医療院又は病院若しく は診療所の施設を利用することにより、当該 医療機関併設型小規模介護老人保健施設及 び当該介護医療院又は病院若しくは診療所 の入所者及び入院患者の処遇が適切に行わ れると認められるときは、次に掲げる施設の 一部を有しないことができる。

(1) ~ (10) (略)

2 (略)

3 (略)

(介護保険施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2 = 3 (略)

4 • 5 (略)

6 (略)

(新設)

#### 7 (略)

#### (施設)

第 45 条 ユニット型介護老人保健施設は、次 に掲げる施設を有しなければならない。ただ し、ユニット型サテライト型小規模介護老人 保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活 が営まれ、当該入居者に対する支援が行われ るサテライト型小規模介護老人保健施設を いう。以下同じ。)の場合にあっては、本体 施設の施設を利用することにより、当該ユニ ット型サテライト型小規模介護老人保健施 設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切 に行われると認められるときは、調理室、洗 濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット 型医療機関併設型小規模介護老人保健施設 (ユニットごとに入居者の日常生活が営ま れ、当該入居者に対する支援が行われる医療 機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。 以下同じ。)の場合にあっては、併設される 病院又は診療所の施設を利用することによ り、当該ユニット型医療機関併設型小規模介 護老人保健施設及び当該病院又は診療所の 入居者又は入院患者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、次に掲げる施設の-

- 2 \* 3 (略)
- 4.5 (略)
- 6 (略)
- 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期 的に実施すること。

#### 8 (略)

#### (施設)

第 45 条 ユニット型介護老人保健施設は、次 に掲げる施設を有しなければならない。ただ し、ユニット型サテライト型小規模介護老人 保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活 が営まれ、当該入居者に対する支援が行われ るサテライト型小規模介護老人保健施設を いう。以下同じ。)の場合にあっては、本体 施設の施設を利用することにより、当該ユニ ット型サテライト型小規模介護老人保健施 設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切 に行われると認められるときは、調理室、洗 濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット 型医療機関併設型小規模介護老人保健施設 (ユニットごとに入居者の日常生活が営ま れ、当該入居者に対する支援が行われる医療 機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。 以下同じ。)の場合にあっては、併設される 介護医療院又は病院若しくは診療所の施設 を利用することにより、当該ユニット型医療 機関併設型小規模介護老人保健施設及び当 該介護医療院又は病院若しくは診療所の入 居者又は入院患者の処遇が適切に行われる

部を有しないことができる。

(1) (略)

(5) ~ (6) (略)

2 (略)

3 (略)

4.5 (略)

(介護保険施設サービスの取扱方針)

第47条 (略)

2~5 (略)

6 - 7 (略)

8 (略)

(新設)

9 (略)

附則

第 5 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。) 又は療養病床を有する病院の開設者が当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の

と認められるときは、次に掲げる施設の一部 を有しないことができる。

(1) (略)

(5) ~ (6) (略)

2 (略)

3 (略)

4 • 5 (略)

(介護保険施設サービスの取扱方針)

第 47 条 (略)

2~5 (略)

6-7 (略)

8 (略)

- 9 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

10 (略)

附則

第 5 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の

6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂について、第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第6項 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第7項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院又は一般病床若しくは療養病 床を有する診療所の開設者が当該病院の一 般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該 診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 30年3月31日までの間に転換(当該病院の一 般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該 診療所の一般病床若しくは療養病床の病床 数を減少させるとともに、当該病院又は当該 診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人 ホームその他の要介護者、要支援者その他の 者を入所させ、又は入居させるための施設の 用に供することをいう。以下同じ。)を行い、 介護老人保健施設を開設する場合における 当該転換に係る建物については、第6条第1 項第1号の規定は、適用しない。

6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂について、第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第6項 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) (2) (略)

第7項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院又は一般病床若しくは療養病 床を有する診療所の開設者が当該病院の一 般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該 診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36年3月31日までの間に転換(当該病院の一 般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該 診療所の一般病床若しくは療養病床の病床 数を減少させるとともに、当該病院又は当該 診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人 ホームその他の要介護者、要支援者その他の 者を入所させ、又は入居させるための施設の 用に供することをいう。以下同じ。)を行い、 介護老人保健施設を開設する場合における 当該転換に係る建物については、第6条第1 項第1号の規定は、適用しない。

- 第8項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院又は一般病床若しくは療養病 床を有する診療所の開設者が当該病院の一 般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該 診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 30年3月31日までの間に転換を行い、介護 老人保健施設を開設する場合における当該 転換に係る屋内の直通階段及びエレベータ 一について、第6条第1項第2号の規定を適 用する場合においては、同号中「屋内の直通 階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設け ること」とあるのは、「屋内の直通階段を 2 以上設けること。ただし、エレベーターが設 置されているもの又は2階以上の各階におけ る療養室の床面積の合計がそれぞれ 50 平方 メートル(主要構造部が耐火構造であり、又 は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定 する不燃材料をいう。)で造られている建築 物にあつては、100平方メートル)以下のもの については、屋内の直通階段を1とすること ができる」とする。
- 第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅にあつては、1.6メートル以上)とする。
- 第8項 一般病床、精神病床若しくは療養病床 を有する病院又は一般病床若しくは療養病 床を有する診療所の開設者が当該病院の一 般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該 診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行い、介護 老人保健施設を開設する場合における当該 転換に係る屋内の直通階段及びエレベータ 一について、第6条第1項第2号の規定を適 用する場合においては、同号中「屋内の直通 階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設け ること」とあるのは、「屋内の直通階段を 2 以上設けること。ただし、エレベーターが設 置されているもの又は2階以上の各階におけ る療養室の床面積の合計がそれぞれ 50 平方 メートル(主要構造部が耐火構造であり、又 は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定 する不燃材料をいう。)で造られている建築 物にあつては、100平方メートル)以下のもの については、屋内の直通階段を1とすること ができる」とする。
- 第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅にあつては、1.6メートル以上)とする。

〇長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24年長崎市条例第50号)

条例 (現行)

(従業者の員数)

第4条 (略)

2~6 (略)

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら 当該指定介護療養型医療施設の職務に従事 することができる者をもつて充てなければ ならない。ただし、指定介護療養型医療施設 (ユニット型指定介護療養型医療施設(第 42 条に規定するユニット型指定介護療養型医 療施設をいう。以下この項において同じ。) を除く。)及びユニット型指定介護療養型医 療施設を併設する場合の介護職員を除き、入 院患者の処遇に支障がない場合は、この限り でない。

8~10 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 (略)

2~3 (略)

4 - 5 (略)

6 (略)

(新設)

条例 (改正案)

(従業者の員数)

第4条 (略)

2~6 (略)

指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら 当該指定介護療養型医療施設の職務に従事 することができる者をもつて充てなければ ならない。ただし、指定介護療養型医療施設 (ユニット型指定介護療養型医療施設(第 42 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。) を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する 場合の指定介護療養型医療施設の介護職員を 除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8~10 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第17条 (略)

2~3 (略)

4 \* 5 (略)

6 (略)

- 7 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期 的に実施すること。

8 (略)

7 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第 48 条 (略)

2~5 (略)

6 - 7 (略)

8 (略)

(新設)

9 (略)

#### 附則

- 第9項 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則附則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 第 10 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 第 11 項 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第 48 条 (略)

2~5 (略)

6 • 7 (略)

8 (略)

- 9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期 的に実施すること。

10 (略)

#### 附則

- 第9項 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則附則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 第 10 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する 病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法 施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けて いたものに限る。)である指定介護療養型医 療施設に置くべき従業者の員数は、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 3 項の規 定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の 区分に応じ、当該各号に定めるとおりとす る。
- 第 11 項 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)

である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成30年3月31日</u>までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第 12 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 2 項第 4 号中「1.8 メートル」とあるのは「1.2 メートル」と、「2.7 メートル以上(医療法施行規則第 43 条の 2 の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1 メートル以上)」とあるのは「1.6 メートル以上」とする。

である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第 12 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 2 項第 4 号中「1.8 メートル」とあるのは「1.2 メートル」と、「2.7 メートル以上(医療法施行規則第 43 条の 2 の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1 メートル以上)」とあるのは「1.6 メートル以上」とする。

〇長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第10号)

条例 (現行)

(サービス提供困難時の対応)

第 11 条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 15 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介 護を提供するに当たつては、居宅介護支援事 業者その他保健医療サービス又は福祉サー ビスを提供する者<u>との</u>密接な連携に努めな ければならない。

2 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務) 第29条 (略)

2 (略)

3 サービス提供責任者は、第25条に規定する 業務のほか、次に掲げる業務を行うものとす る。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) ~ (8) (略)

条例(改正案)

(サービス提供困難時の対応)

第 11 条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 15 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たつては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者 (以下「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 (略)

2 (略

3 サービス提供責任者は、第25条に規定する 業務のほか、次に掲げる業務を行うものとす る。

(1)・(2) (略)

(2) の 2 居宅介護支援事業者等に対し、指 定訪問介護の提供に当たり把握した利用 者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の 心身の状態及び生活の状況に係る必要な 情報の提供を行うこと。

(3) ~ (8) (略)

(不当な働きかけの禁止)

(新設)

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、 第27条、<u>第32条から第41条まで及び第42条の2</u>の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条か ら第20条まで、第22条、第27条、第32条 から第37条まで、第38条(第5項及び第6 項を除く。)、第39条から第41条まで、第 42条の2及び第48条並びに前節(第52条第 1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該 当訪問入浴介護の事業について準用する。こ の場合において、これらの規定中「訪問介護 員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第 57条」と、第20条第1項中「及び内容、当 該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の 規定により利用者に代わつて支払を受ける 居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内 容」と、第 22 条中「法定代理受領サービス に該当しない指定訪問介護」とあるのは「基 準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、 第27条、<u>第32条から第36条まで、第37条</u> から第41条まで及び第42条の2の規定は、 指定訪問入浴介護の事業について準用する。 この場合において、これらの規定中「訪問介 護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」 と、第9条第1項中「第30条」とあるのは 「第57条」と、第33条第2項中「設備及び 備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用 いる浴槽その他の設備及び備品等」とする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条か ら第20条まで、第22条、第27条、第32条 から第36条まで、第37条、第38条(第5項 及び第6項を除く。)、第39条から第41条 まで、第42条の2及び第48条並びに前節(第 52 条第1項及び第59 条を除く。)の規定は、 基準該当訪問入浴介護の事業について準用 する。この場合において、これらの規定中「訪 問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業 者」と、第9条第1項中「第30条」とある のは「第57条」と、第20条第1項中「及び 内容、当該指定訪問介護について法第 41 条 第6項の規定により利用者に代わつて支払を 受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは 「、内容」と、第 22 条中「法定代理受領サ ービスに該当しない指定訪問介護」とあるの は「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2

「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪 問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び 備品等」と、第52条第2項中「法定代理受 領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」 とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同 条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と する。

(看護師等の員数)

第65条 (略)

2~4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス 事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 10 項に規定する指定複合型サービ ス事業者をいう。)の指定を併せて受け、か つ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多 機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基 準条例第192条に規定する指定看護小規模多 機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事 業所において一体的に運営されている場合 に、指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第4項に規定する人員に関する基準を満た すとき(前項の規定により第1項第1号ア及 び第2号に規定する基準を満たしているもの とみなされているときを除く。)は、当該指 定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第 2号に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。

#### (居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看 護を提供するに当たつては、居宅介護支援事 業者その他保健医療サービス又は福祉サー ビスを提供する者との密接な連携に努めな ければならない。

2 (略)

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14 | 第79条 第9条、第10条、第12条から第14 条まで、第16条から第20条まで、第22条、 第27条、第32条から第41条まで、第42条 の2及び第56条の規定は、指定訪問看護の

項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該 当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備 及び備品等」と、第52条第2項中「法定代 理受領サービスに該当しない指定訪問入浴 介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」 と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」とする。

### (看護師等の員数)

第65条 (略)

2~4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス 事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 193条第14項に規定する指定複合型サービス 事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、 指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機 能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準 条例第192条に規定する指定看護小規模多機 能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業 所において一体的に運営されている場合に、 指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 4 項に規定する人員に関する基準を満たすと き(前項の規定により第1項第1号ア及び第2 号に規定する基準を満たしているものとみ なされているときを除く。)は、当該指定訪 問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号 に規定する基準を満たしているものとみな すことができる。

# (居宅介護支援事業者等との連携)

- 第 69 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看 護を提供するに当たつては、居宅介護支援事 業者等との密接な連携に努めなければなら ない。
- 2 (略)

(準用)

条まで、第16条から第20条まで、第22条、 第27条、第32条から第36条まで、第37条 から第41条まで、第42条の2及び第56条

事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」とする。

(従業者の員数)

第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士等」という。)を置かなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定 介護予防訪問リハビリテーション事業者(指 定介護予防サービス等基準条例第 80 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテ ーション事業者をいう。以下同じ。)の指定 を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテー ションの事業と指定介護予防訪問リハビリ テーション(指定介護予防サービス等基準条 例第 79 条に規定する指定介護予防訪問リハ ビリテーションをいう。以下同じ。)の事業 とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合については、指定介護予防サー ビス等基準条例第80条第1項に規定する人 員に関する基準を満たすことをもつて、前項 に規定する基準を満たしているものとみな すことができる。

の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」とする。

## (従業者の員数)

- 第81条 指定訪問リハビリテーションの事業 を行う者(以下「指定訪問リハビリテーショ ン事業者」という。)は、当該事業を行う事 業所(以下「指定訪問リハビリテーション事 業所」という。)ごとに置くべき従業者の員 数は、次のとおりとする。
  - (1) 医師 指定訪問リハビリテーション の提供に当たらせるために必要な1以上 の数
  - (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士(以下この章において「理学療法士 等」という。) 1以上
- 2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定 介護予防訪問リハビリテーション事業者(指 定介護予防サービス等基準条例第 80 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテ ーション事業者をいう。以下同じ。)の指定 を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテー ションの事業と指定介護予防訪問リハビリ テーション(指定介護予防サービス等基準条 **例第 79 条に規定する指定介護予防訪問リハ** ビリテーションをいう。以下同じ。)の事業 とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合については、指定介護予防サー ビス等基準条例第80条第1項に規定する人 員に関する基準を満たすことをもつて、第 1 項に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所 は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを 有する専用の区画を設けているとともに、指 定訪問リハビリテーションの提供に必要な 設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

# (基本方針)

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療 養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」 という。)の事業は、要介護状態となつた場 合においても、その利用者が可能な限りその 居宅において、その有する能力に応じ自立し た日常生活を営むことができるよう、医師、 歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が 行う居宅療養管理指導に相当するものを行 う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健 師、看護師又は准看護師をいう。以下この章 において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が 行う居宅療養管理指導に相当するものを行 う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下 この章において同じ。)又は管理栄養士が、 通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪 問して、その心身の状況、置かれている環境 等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理 及び指導を行うことにより、利用者の療養生 活の質の向上を図るものでなければならな い。

## (従業者の員数)

第 91 条 指定居宅療養管理指導の事業を行う 者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

### (基本方針)

第 90 条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となりを限りるにおいても、その利用者が可能な限りをの居宅において、その有する能力に応じ自立とができるよう、医師と日常生活を営むことができるよう、歯科医師、歯科衛生士(歯科医師、看護師及び准看護師を含む。)又は管理栄養士が行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を財して、その心身の状況、置かれている環境を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

# (従業者の員数)

第 91 条 指定居宅療養管理指導の事業を行う 者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに 置くべき従業者(以下この章において「居宅 療養管理指導従業者」という。)は、次の各 号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の 種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおり とする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養 管理指導事業所 次に掲げる居宅療養管 理指導従業者とする。
  - ア 医師又は歯科医師
  - イ その提供する指定居宅療養管理指 導の内容に応じた適当数の<u>薬剤師、看</u> 護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- (2) (略)
- (3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所看護職員
- 2 (略)

### (設備及び備品等)

- 第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
- 2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 第 95 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療 養管理指導の方針は、次に掲げるところによ るものとする。
  - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養 管理指導事業所 次に掲げる居宅療養管 理指導従業者とする。
  - ア 医師又は歯科医師
  - イ その提供する指定居宅療養管理指 導の内容に応じた適当数の<u>薬剤師</u>、歯 科衛生士又は管理栄養士
- (2) (略)

(削る)

2 (略)

#### (設備及び備品等)

第 92 条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

#### 2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 第 95 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療 養管理指導の方針は、次に掲げるところによ るものとする。
  - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。

(2) ~ (7) (略)

2 (略)

- 3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うものとする。
  - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を指導し、又は助言するものとする。
  - (3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、 医師又は居宅介護支援事業者等に報告するものとする。

(運営規程)

第 96 条 指定居宅療養管理指導事業者は、指 定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げ る事業の運営についての重要事項に関する 規程(以下この章において「運営規程」とい う。)を定めなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(5) (略)

(準用)

第 113 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、 第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条から<u>第</u> 39 条まで、第 41 条、第 42 条の 2 及び第 56 条の規定は、指定通所介護の事業について準 用する。この場合において、第 9 条第 1 項中 「第 30 条」とあるのは「第 107 条」と、「訪 問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」 と、第 28 条及び第 34 条中「訪問介護員等」 とあるのは「通所介護従業者」とする。 (2) ~ (7) (略)

2 (略)

(削る)

(運営規程)

第 96 条 指定居宅療養管理指導事業者は、指 定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げ る事業の運営についての重要事項に関する 規程(以下この章において「運営規程」とい う。)を定めなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 通常の事業の実施地域

(6) (略)

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、 第22条、第27条、第28条、第34条から<u>第</u> 36条まで、第37条から第39条まで、第41 条、第42条の2及び第56条の規定は、指定 通所介護の事業について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第30条」とあ るのは「第107条」と、「訪問介護員等」と あるのは「通所介護従業者」と、第28条及 び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通 所介護従業者」とする。 (準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、 第 18 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第34条から第37条まで、第38条(第5 項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、 第42条の2、第56条、第99条及び第4節(第 103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、 基準該当诵所介護の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第30 条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護 員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第 20条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護 について法第 41 条第 6 項の規定により利用 者に代わつて支払を受ける居宅介護サービ ス費の額」とあるのは「、内容」と、第22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指 定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」 と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」 とあるのは「通所介護従業者」と、第103条 第2項中「法定代理受領サービスに該当しな い指定通所介護」とあるのは「基準該当通所 介護」と、同条第3項中「前2項」とあるの は「前項」とする。

## (設備に関する基準)

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 - 3 (略)

(準用)

第 135 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条、 第18条、第20条、第22条、第27条、第28 条、第34条から第36条まで、第37条、第 38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、 第41条、第42条の2、第56条、第99条及 び第4節(第103条第1項及び第113条を除 く。)の規定は、基準該当通所介護の事業に ついて準用する。この場合において、第9条 第1項中「第30条」とあるのは「第107条」 と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護 従業者」と、第20条第1項中「及び内容、 当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項 の規定により利用者に代わつて支払を受け る居宅介護サービス費の額」とあるのは「、 内容」と、第 22 条中「法定代理受領サービ スに該当しない指定訪問介護」とあるのは 「基準該当通所介護」と、第28条及び第34 条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護 従業者」と、第103条第2項中「法定代理受 領サービスに該当しない指定通所介護」とあ るのは「基準該当通所介護」と、同条第3項 中「前2項」とあるのは「前項」とする。

#### (設備に関する基準)

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 - 3 (略)

# (管理者等の責務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士 又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 (略)

### (従業者の員数)

第 148 条 (略)

2-3 (略)

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人 福祉法第20条の4に規定する養護老人ホー ムをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介 護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護又は介 護予防特定施設入居者生活介護の指定を受 けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」 という。)に併設される指定短期入所生活介 護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム 等と一体的に運営が行われるもの(以下「併 設事業所」という。)については、老人福祉 法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法 に規定する特別養護老人ホーム等として必 要とされる数の従業者に加えて、第1項各号 に掲げる短期入所生活介護従業者を確保す るものとする。

5~7 (略)

(指定短期入所生活介護の開始及び終了) 第 153 条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、<u>居宅介護</u> 支援事業者その他保健医療サービス又は福 <u>祉サービスを提供する者</u>との密接な連携に より、指定短期入所生活介護の提供の開始前 から終了後に至るまで利用者が継続的に保 健医療サービス又は福祉サービスを利用で きるよう必要な援助に努めなければならな い。

(定員の遵守)

(管理者等の責務)

第 142 条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士 若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 (略)

(従業者の員数)

第 148 条 (略)

2 - 3 (略)

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人 福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホー ムをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介 護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居 者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活 介護又は介護予防特定施設入居者生活介護 の指定を受けている施設(以下「特別養護老 人ホーム等」という。)に併設される指定短 期入所生活介護事業所であつて、当該特別養 護老人ホーム等と一体的に運営が行われる もの(以下「併設事業所」という。)について は、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205 号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等 として必要とされる数の従業者に加えて、第 1 項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を 確保するものとする。

5~7 (略)

(指定短期入所生活介護の開始及び終了) 第 153 条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護 支援事業者等との密接な連携により、指定短 期入所生活介護の提供の開始前から終了後 に至るまで利用者が継続的に保健医療サー ビス又は福祉サービスを利用できるよう必 要な援助に努めなければならない。

(定員の遵守)

### 第 165 条 (略)

2 利用者の状況、その家族等の事情により、 指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援 等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅 介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員 が、緊急に指定短期入所生活介護を受けるこ とが必要と認めた者に対し、居宅サービス計 画において位置付けられていない指定短期 入所生活介護を提供する場合であつて、当該 利用者及び他の利用者の処遇に支障がない ときは、前項の規定にかかわらず、同項各号 に掲げる利用者数を超えて、静養室において 指定短期入所生活介護を行うことができる ものとする。

3 (略)

### (準用)

第 168 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、 第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から<u>第 38 条まで</u>、第 39 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条及び第 111 条の規定は、指定短 期入所生活介護の事業について準用する。こ の場合において、第 34 条中「訪問介護員等」 とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、 第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とある のは「短期入所生活介護従業者」とする。

### (準用)

第 188 条 第 10 条から第 14 条まで、第 17 条、 第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から<u>第</u> 37 条まで、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除 く。)、第 39 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、 第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、 第 111 条及び第 147 条並びに第 4 節(第 154 条第 1 項及び第 168 条を除く。)の規定は、 基準該当短期入所生活介護の事業について 準用する。この場合において、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について 法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わ つて支払を受ける居宅介護サービス費の額」

### 第 165 条 (略)

2 利用者の状況、その家族等の事情により、 <u>指定居宅介護支援事業所</u>の介護支援専門員 が、緊急に指定短期入所生活介護を受けるこ とが必要と認めた者に対し、居宅サービス計 画において位置付けられていない指定短期 入所生活介護を提供する場合であつて、当該 利用者及び他の利用者の処遇に支障がない ときは、前項の規定にかかわらず、同項各号 に掲げる利用者数を超えて、静養室において 指定短期入所生活介護を行うことができる ものとする。

3 (略)

#### (準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第39条第2項、第40条、第41条、第42条の2、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とする。

#### (準用)

第 188 条 第 10 条から第 14 条まで、第 17 条、 第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から<u>第</u> 36 条まで、第 37 条、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 111 条及び第 147 条並びに第 4 節 (第 154 条第 1 項及び第 168 条を除く。)の規 定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 20 条 第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に 代わつて支払を受ける居宅介護サービス費 とあるのは「、内容」と、第 22 条中「法定 代理受領サービスに該当しない指定訪問介 護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」 と、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは 「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」と、第 154 条第 2 項中 「法定代理受領サービスに該当しない指定 短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短 期入所生活介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」 とあるのは「前項」と、第 160 条中「医師及 び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第 165 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養 室等」とする。

(従業者の員数) (従業

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う 者(以下「指定短期入所療養介護事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 短期入所療養介護事業所」という。)ごとに 置くべき指定短期入所療養介護の提供に当 たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」 という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生 活介護」と、第 34 条中「訪問介護員等」と あるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第3項中「通所介護従業者」とあるの は「短期入所生活介護従業者」と、第154条 第2項中「法定代理受領サービスに該当しな い指定短期入所生活介護」とあるのは「基準 該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前 2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医 師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、 第165条第2項中「静養室」とあるのは「静 養室等」と、第167条第2項第2号中「次条 において準用する第20条第2項」とあるのは 「第20条第2項」と、同項第4号中「次条にお いて準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」 と、同項第5号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と、 同項第6号中「次条において準用する第40条 第2項」とあるのは「第40条第2項」とする。

の額」とあるのは「、内容」と、第22条中

「法定代理受領サービスに該当しない指定

(従業者の員数)

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う 者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 短期入所療養介護事業所」という。)ごとに 置くべき指定短期入所療養介護の提供に当 たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」 という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、当該指定短期入 所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤 師、看護職員、介護職員、理学療法士又 は作業療法士及び栄養士の員数は、それ ぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者 とみなした場合における法に規定する介 護医療院として必要とされる数が確保さ れるために必要な数以上とする。

2 (略)

2 (略)

(設備に関する基準)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備 に関する基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ (略)

(新設)

2~3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の心身の状況若しくは病状により、若し くはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理 由により、又は利用者の家族の身体的及び精 神的な負担の軽減等を図るために、一時的に 入所して看護、医学的管理の下における介護 及び機能訓練その他必要な医療等を受ける 必要がある者を対象に、介護老人保健施設の 療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所 の指定短期入所療養介護を提供する病室又 は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保 険法等の一部を改正する法律附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有する ものとされた介護保険法施行令(平成10年政 令第 412 号) 第 4 条第 2 項に規定する病床に より構成される病棟をいう。以下同じ。)に おいて指定短期入所療養介護を提供するも

(設備に関する基準)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備 に関する基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業 所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ浴室を有すること。

ウ (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、法に規定する介 護医療院として必要とされる施設及び 設備(ユニット型介護医療院(長崎市介 護医療院の人員、施設及び設備並びに運 営に関する基準を定める条例(平成 30 年長崎市条例第 号)第44条に規定 するユニット型介護医療院をいう。第 207条及び第215条において同じ。)に 関するものを除く。)を有することとす る。

2~3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利 用者の心身の状況若しくは病状により、若し くはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理 由により、又は利用者の家族の身体的及び精 神的な負担の軽減等を図るために、一時的に 入所して看護、医学的管理の下における介護 及び機能訓練その他必要な医療等を受ける 必要がある者を対象に、介護老人保健施設若 しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床 に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護 を提供する病室又は病院の老人性認知症疾 患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する 法律附則第130条の2第1項の規定によりな おその効力を有するものとされた介護保険 法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2 項に規定する病床により構成される病棟を いう。以下同じ。)において指定短期入所療 のとする。

(定員の遵守)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ~ (3) (略) (新設)

(設備に関する基準)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の 事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入 所療養介護事業者」という。)が当該事業を 行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所 療養介護事業所」という。)の設備に関する 基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略) (新設)

2 (略)

(定員の遵守)

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型

養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養 介護事業所にあっては、利用者を当該介 護医療院の入所者とみなした場合におい て入所定員及び療養室の定員を超えるこ ととなる利用者数

(設備に関する基準)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の 事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入 所療養介護事業者」という。)が当該事業を 行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所 療養介護事業所」という。)の設備に関する 基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 (略)

(定員の遵守)

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定知期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型

指定短期入所療養介護又はユニット型指定 介護予防短期入所療養介護の利用者。以下こ の条において同じ。)数以上の利用者に対し て同時に指定短期入所療養介護を行つては ならない。ただし、災害、虐待その他のやむ を得ない事情がある場合は、この限りでな い。

(1)・(2) (略)

(新設)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第 226 条 (略)

2 - 3 (略)

4 - 5 (略)

6 (略)

(新設)

7 (略)

(準用)

第 237 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から<u>第 38 条まで</u>、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条及び第 159 条の規定は、指 定特定施設入居者生活介護の事業について 準用する。この場合において、第 34 条中「訪 指定短期入所療養介護又はユニット型指定 介護予防短期入所療養介護の利用者。以下こ の条において同じ。)数以上の利用者に対し て同時に指定短期入所療養介護を行つては ならない。ただし、災害、虐待その他のやむ を得ない事情がある場合は、この限りでな い。

(1)・(2) (略)

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第 226 条 (略)

2 - 3 (略)

4 • 5 (略)

6 (略)

- 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 (略)

(準用)

第 237 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から<u>第 36 条まで、第 37 条、第</u> 38 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条及び第 159 条の規定は、指定特定施設入居者生活介 護の事業について準用する。この場合におい 問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」 と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあ るのは「特定施設従業者」とする。

(この節の趣旨)

第238条 前各節の規定にかかわらず、外部 サービス利用型指定特定施設入居者生活介 護(指定特定施設入居者生活介護であつて、 当該指定特定施設の従業者により行われる 特定施設サービス計画の作成、利用者の安否 の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サ ービス」という。)及び当該指定特定施設の 事業者が委託する指定居宅サービス事業者 (以下「受託居宅サービス事業者」という。) により、当該特定施設サービス計画に基づき 行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他 の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の 世話(以下「受託居宅サービス」という。)を いう。)の事業を行うものの基本方針、人員 並びに設備及び運営に関する基準について は、この節に定めるところによる。

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27 条、第34条から第38条まで、第40条、第 41 条、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110条、第111条、第222条、第224条から 第 227 条まで、第 230 条、第 231 条及び第 233 条から第235条までの規定は、外部サービス 利用型指定特定施設入居者生活介護の事業 について準用する。この場合において、第34 条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サー ビス利用型特定施設従業者」と、第35条中 「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特 定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指 定特定施設の従業者」と、第224条第2項中 「指定特定施設入居者生活介護を」とあるの は「基本サービスを」と、第227条中「他の 特定施設従業者」とあるのは「他の外部サー ビス利用型特定施設従業者及び受託居宅サ

て、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは 「特定施設従業者」と、第 55 条中「訪問入 浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」 とする。

### (この節の趣旨)

第 238 条 前各節の規定にかかわらず、外部 サービス利用型指定特定施設入居者生活介 護(指定特定施設入居者生活介護であつて、 当該指定特定施設の従業者により行われる 特定施設サービス計画の作成、利用者の安否 の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サ ービス」という。)及び当該指定特定施設の 事業者が委託する指定居宅サービス事業者 (以下「受託居宅サービス事業者」という。) により、当該特定施設サービス計画に基づき 行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他 の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の 世話(以下「受託居宅サービス」という。)を いう。以下同じ。) の事業を行うものの基本 方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 については、この節に定めるところによる。

## (準用)

第 248 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第34条から第36条まで、第37条、第 38条、第40条、第41条、第42条の2、第 55条、第56条、第110条、第111条、第222 条、第224条から第227条まで、第230条、 第 231 条及び第 233 条から第 235 条までの規 定は、外部サービス利用型指定特定施設入居 者生活介護の事業について準用する。この場 合において、第 34 条中「訪問介護員等」と あるのは「外部サービス利用型特定施設従業 者」と、第 35 条中「指定訪問介護事業所」 とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サー ビス事業所」と、第 55 条中「訪問入浴介護 従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」 と、第224条第2項中「指定特定施設入居者 生活介護を」とあるのは「基本サービスを」 と、第227条中「他の特定施設従業者」とあ るのは「他の外部サービス利用型特定施設従

ービス事業者」と、第233条中「指定特定施 設入居者生活介護」とあるのは「基本サービ ス」とする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉 用具貸与の方針は、次に掲げるところによる ものとする。
  - (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たつて は、次条第1項に規定する福祉用具貸与 計画に基づき、福祉用具が適切に選定さ れ、かつ、使用されるよう、専門的知識 に基づき相談に応じるとともに、目録等 の文書を示して福祉用具の機能、使用方 法、利用料等に関する情報を提供し、個 別の福祉用具の貸与に係る同意を得るも のとする。

 $(2) \sim (5)$ (略)

(新設)

(福祉用具貸与計画の作成)

第 256 条 (略)

2 - 3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画 を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を 利用者に交付しなければならない。

5 • 6 (略)

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、 第27条、第35条から第41条まで、第42条 の 2、第 56 条並びに第 108 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業につい て準用する。この場合において、第9条第1 項中「第30条」とあるのは「第257条」と、 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあ るのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の

業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233 条中「指定特定施設入居者生活介護」とある のは「基本サービス」とする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉 用具貸与の方針は、次に掲げるところによる ものとする。
  - (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たつて は、次条第 1 項に規定する福祉用具貸与 計画に基づき、福祉用具が適切に選定さ れ、かつ、使用されるよう、専門的知識 に基づき相談に応じるとともに、目録等 の文書を示して福祉用具の機能、使用方 法、利用料、全国平均貸与価格等に関す る情報を提供し、個別の福祉用具の貸与 に係る同意を得るものとする。

 $(2) \sim (5)$ (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たって は、同一種目における機能又は価格帯の 異なる複数の福祉用具に関する情報を利 用者に提供するものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第 256 条 (略)

2 - 3 (略)

を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を 利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員 に交付しなければならない。

5 6 (略)

(準用)

第 263 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、 第27条、第35条、第36条、第37条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条並びに第 108 条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具 貸与の事業について準用する。この場合にお いて、第9条第1項中「第30条」とあるの は「第 257 条」と、「訪問介護員等」とある のは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中 「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、

種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 20 条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 22 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。

(準用)

第 265 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条か ら第20条まで、第22条、第27条、第35条 から第37条まで、第38条(第5項及び第6 項を除く。)、第39条から第41条まで、第 42条の2、第56条、第108条第1項及び第2 項、第249条、第251条、第252条並びに前 節(第253条第1項及び第263条を除く。)の 規定は、基準該当福祉用具貸与の事業につい て準用する。この場合において、第9条第1 項中「第30条」とあるのは「第257条」と、 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあ るのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の 種目」と、第15条第2項中「適切な指導」 とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」 と、第20条中「提供日及び内容、当該指定 訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定に より利用者に代わつて支払を受ける居宅介 護サービス費の額」とあるのは「提供の開始 日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指 定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具 貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」 と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サ ービスの利用」と、第253条第2項中「法定 代理受領サービスに該当しない指定福祉用 具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」 と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」とする。

取り扱う福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 20 条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 22 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条か ら第20条まで、第22条、第27条、第35条、 第36条、第37条、第38条(第5項及び第6 項を除く。)、第39条から第41条まで、第 42条の2、第56条、第108条第1項及び第2 項、第249条、第251条、第252条並びに前 節(第 253 条第 1 項及び第 263 条を除く。)の 規定は、基準該当福祉用具貸与の事業につい て準用する。この場合において、第9条第1 項中「第30条」とあるのは「第257条」と、 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあ るのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の 種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」 とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」 と、第 20 条中「提供日及び内容、当該指定 訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定に より利用者に代わつて支払を受ける居宅介 護サービス費の額」とあるのは「提供の開始 日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指 定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具 貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」 と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サ ービスの利用」と、第253条第2項中「法定 代理受領サービスに該当しない指定福祉用 具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」 と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」とする。

(準用)

第 276 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条か ら第19条まで、第27条、第33条、第35条 から第41条まで、第42条の2、第56条、第 108 条第 1 項及び第 2 項、第 254 条、第 257 条から第 259 条まで並びに第 261 条の規定 は、指定特定福祉用具販売の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中 「第30条」とあるのは「第276条において 準用する第 257 条」と、「訪問介護員等」と あるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、 取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 15 条 第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な 相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員 等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時 及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 108 条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの 利用」と、第254条中「福祉用具を貸与」と あるのは「特定福祉用具を販売」と、第257 条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」 と、第 258 条及び第 259 条中「福祉用具」と あるのは「特定福祉用具」とする。

附 則

(新設)

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条か ら第19条まで、第27条、第33条、第35条、 第36条、第37条から第41条まで、第42条 の2、第56条、第108条第1項及び第2項、 第254条、第257条から第259条まで並びに 第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の 事業について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第 276 条において準用する第 257 条」と、「訪問 介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」 と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以 下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」 と、第15条第2項中「適切な指導」とある のは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中 「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、 「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用 者」と、第 33 条中「訪問介護員等」とある のは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」 とあるのは「サービスの利用」と、第254条 中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉 用具を販売」と、第257条中「利用料」とあ るのは「販売費用の額」と、第258条及び第 259 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉 用具」とする。

附則

第17項 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第19項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、

介護医療院又は病院若しくは診療所に併設 される指定特定施設をいう。以下同じ。) の 生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担 当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- 機能訓練指導員 併設される介護老 人保健施設、介護医療院又は病院若しく は診療所の理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士により当該医療機関併設型 指定特定施設の利用者の処遇が適切に 行われると認められるときは、置かない ことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当 該医療機関併設型指定特定施設の実情 に応じた適当数

第 18 項 第 240 条の規定にかかわらず、療養 病床等を有する病院又は病床を有する診療 所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当

該診療所の病床を平成36年3月31日までの 間に転換を行って外部サービス利用型指定 特定施設入居者生活介護の事業を行う医療 機関併設型指定特定施設の生活相談員及び 計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機 関併設型指定特定施設の実情に応じた適当 数とする。

第 19 項 第 220 条及び第 242 条の規定にかか わらず、療養病床等を有する病院又は病床を 有する診療所の開設者が、当該病院の療養病 床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定特定施設 入居者生活介護の事業を行う場合の医療機 関併設型指定特定施設においては、併設され る介護老人保健施設、介護医療院又は病院若 しくは診療所の施設を利用することにより、 当該医療機関併設型指定特定施設の利用者 の処遇が適切に行われると認められるとき は、当該医療機関併設型指定特定施設に浴 室、便所及び食堂を置かないことができる。

(新設)

(新設)